

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保（②消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置）	府省名	公正取引委員会
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題	
費用の分析	① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし			
	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	⑤ 便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
	⑥ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり		<input type="checkbox"/> 想定される代替案なし		<input type="checkbox"/> 設定なし	
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		
	⑨ レビューを行う時期又は条件	<input type="checkbox"/> 設定あり		<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし			

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《遵守費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

遵守費用について、「本案によって規制対象となる行為が変更されることはないことから、遵守費用は発生しない。」と記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、事業者において、公正取引委員会、中小企業庁及び各業界主管の主務官庁による調査・指導等に応じる費用が発生することが想定される。

○ 公正取引委員会の説明

本法律案に違反する行為を行っていない事業者にとっては、公正取引委員会、中小企業庁、各業界所管の主務官庁による調査・指導等を受けることはないため、これに応じる費用は発生しないものと考えている。なお、本法律案における調査・指導等の対象の検討に当たっては、書面調査における回答を踏まえて調査・指導等の対象を検討することから、書面調査の段階で問題がないことが確認できた事業者については、調査・指導等を受けることはない。また、特定供給事業者からの情報提供を端緒として調査・指導等を行うこともあり得るが、その場合であっても、提供された情報の内容を精査した上で調査・指導等を行うので、問題がない事業者に対して調査・指導等が行われる可能性は低い。

《遵守費用に係る参考情報》

○ 当省の照会

「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」（平成24年10月26日）には、「公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）は、違法行為を効果的に摘発するために、特別調査を平成25年度から実施する。平成26年度以降は、各業界の所管省庁とともに、平成元年の導入時及び9年の引上げ時を大幅に上回る規模の書面調査を実施する。加えて、公正取引委員会において、大規模小売店等への納入取引に係る大規模な書面調査を実施する。」と記載されているが、この大規模な書面調査が、違反の有無に関わらず、本件規制の枠組みの中で実施されるならば、本調査に応じる費用も発生すると考えられるが、記載していない理由について示されたい。

○ 公正取引委員会の説明

事業者にとって書面調査に回答するための費用が新たに発生することも考えられるが、費用が発生しても極めて限定的であり、消費税の円滑かつ適正な転嫁をしやすい環境を整備するという便益が上回ると考えられる。

《行政費用に係る参考情報》

○ 当省の照会

行政費用について、「消費税転嫁等の行為について事業者等からの相談に応じるための政府共通の総合窓口として、内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を設置するところ、そのための費用も発生する」と記載しているが、金銭価値化・定量化していない理由について示されたい。例えば、「消費税価格転嫁等総合センター（仮称）」の設置費用を示す方法が考えられる。

○ 公正取引委員会の説明

内閣府に設置される予定である消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）は、消費税の転嫁拒否等に係る相談だけでなく、価格表示、便乗値上げに関する相談等、消費税の転嫁に関する各種の相談を受け付ける窓口であり、当該センターの設置費用のうち、転嫁拒否等に関する相談に関する費用を切り出して提示することは困難である。